

入札に関する質疑

件名	(工事) 8126_旧消防署南分署解体工事	
受付日	質疑	回答
6/4	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 函面番号 A-03 【解体条件】建物解体範囲は GL-2100mm (基礎下端) とすることとありますが、杭に関しても同様と考えてよいのでしょうか？ ・ 石綿含有検査 7か所は数量表に見込んでありますが、事前に石綿調査を行っているのでしょうか？もし、調査を行っているのなら調査結果を開示していただくことは可能でしょうか？ ・ 今回の石綿含有調査の結果、石綿含有建材を発見した場合、金額変更及び工期延長するものとして考えてよいのでしょうか？ ・ 数量表に石綿除去工事が見当たらないのですが、現時点では石綿除去作業は無しと考えてよいのでしょうか？ ・ PCB 使用機器が発見された場合の処理は現場保管又は処理方法の指示があると考えてよいのでしょうか？ 	<p>回答作成中</p>
6/4	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> イ、 PCB を含む含有機器類等については、含まれていない事が確認済みという事で宜しいですか。 ロ、 建物解体範囲は、GL-2100mm (基礎下端) とありますが、既存 A C 杭は残置で宜しいですか。また、杭頭の処理状況をご指示下さい。 ハ、 既存矩計図に記載の、硬質木毛セメント板、天井裏のロックウール、梁型：石綿吹付は石綿含有検査の対象になっていませんが、含有していない事を確認済みで宜しいですか。 	<p>回答作成中</p>